

## 新潟市歴史文化施設保存活用基本計画について

## 第 1 節 施設の概要及び評価

- 1 概要
- 2 評価
  - (1)歴史的評価
  - (2)文化的評価
  - (3)まちづくり上の評価
- 3 市民からの要望等

「新潟市歴史文化施設保存活用基本計画策定委員会」  
(懇話会)が策定し、市に対して提言した。

## 【事務局】

歴史文化課、秘書課、管財課、国際課、建築指導課、  
営繕課、自治振興課、街づくり推進課、文化振興課、  
観光物産課

## 【期 間】

平成 15 年 6 月から 11 月にかけて、計 7 回会議開催

## 【その他】

委員会としてパブリックコメントや市民説明会を実施

## 第 2 節 保存に係る方針

- 1 建物
 

文化庁に対して、文化財登録原簿への登録申請を提案
- 2 敷地
 

都市景観形成地区指定区域(二葉町 1 丁目 1 区)への追加申請を提案

## 第 3 節 整備に係る方針

- (1)瓦の全面葺き替え、屋根・小屋組の腐朽部分の補修・補強
- (2)土台・外壁・洋風応接玄関の腐朽部分の補修・修復
- (3)樋の詰まりの解消
- (4)外壁の塗装の塗り替え
- (5)塀の改修・整備
- (6)庭園の整備
- (7)必要な防災・防犯設備の設置

## 第 4 節 活用及び管理運営に係る方針

- (1)歴代市長が居住したという本来の機能から生じた、市政史上の重要な場としての特性を尊重し、市政を記念した展示コーナーを設置します。
- (2)続き間座敷については、市による従来を迎賓機能を当面維持します。なお、迎賓機能で使用しない時は、続き間座敷・洋風応接室を貸し出し、景観形成活動や芸術・文化活動の場を市民に提供することとします。
- (3)喫茶室等の設置を可能とします。
- (4)従来、居住空間として利用されてきた部分については、管理のために必要な機能を中心に活用するものとします。
- (5)整備された庭園については、適正な維持管理を測り、市民が鑑賞できるようにします。また、庭園の価値を損なわないために必要な一定のルールの下で、庭園を生かしたイベント(茶会・音楽会等)を開催できるようにします。
- (6)現状維持を原則とします。
- (7)一般見学を可能とします。